

○医療用医薬品の標準的事務処理期間について

(平成一二年三月二八日)

(医薬発第三二七号)

(各都道府県知事あて厚生省医薬安全局長通知)

標準的事務処理期間については、昭和六〇年一〇月一日薬発第九六〇号薬務局長通知において示したところであるが、今般、左記のとおり、医療用医薬品の承認に係る標準的事務処理期間を一年とし、平成一二年四月一日以降に都道府県知事が申請書を受理したものから適用することとしたので、貴管下関係業者に対し周知方御配慮願うとともに、引き続き、申請書受理から厚生大臣への進達までの手続きを迅速に行われるようお願いする。

記

昭和六〇年一〇月一日薬発第九六〇号薬務局長通知「標準的事務処理期間の設定等について」の第一の一(一)中「医療用 一年六月(後発品は一年)、医療用(一部変更承認) 一年」を「医療用 一年」に改める。